独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 -)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのプロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年12月18日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 4 国名:ミャンマー 担当:東南アジア・大洋州部

案件名:ヤンゴン都市圏上水道整備事業ラグンビン浄水場建設能力強化【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間:2014年2月下旬~2016年2月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における上水道事業に係る施工監理及び技術移転にかかる経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2014年1月8日から2014年1月10日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2014年1月8日から2014年1月14日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年1月27日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 2月上旬

(5) 契約交涉 : 2月上旬~2月中旬

5 業務の目的

ミャンマー旧首都のヤンゴン市は、510万人が集中する中心都市であるが、上水道普及率は35%(推定)に留まり、水量・水質共に十分な給水サービスが行われていない。また、外国企業の誘致を通した経済成長を実現すべくヤンゴン市郊外に開発予定であるティラワ経済特別区(以下「SEZ」という。)においても水供給が喫緊の課題とされている。ミャンマーの公平・均等な成長を確保する上でも生活水準向上のための都市基礎インフラ整備は喫緊の課題とされている。

こうした状況を踏まえ、JICAはヤンゴン市の東部への給水及びティラワSEZへの送水を目的とした「ヤンゴン都市圏上水道整備事業」(以下、「借款本体事業」という。)を実施予定である。しかし、本借款本体事業で整備されるラグンビン浄水場については、実施機関であるヤンゴン市開発委員会((以下、「YCDC」という。)が、その喫緊のニーズを踏まえ、自己資金により建設する予定である。ラグンビン浄水場建設は、借款本体事業対象地域へ安全な水を給水するために非常に重要なコンポーネントであるが、YCDCは、適切な浄水場建設の調達及び施工監理に関して経験が不足しており、品質管理、工程管理、安全管理、環境管理等が不十分になることが予想される。

本業務は、YCDCによるラグンビン浄水場建設の調達、施工監理に対する指導・助言を行うことで、同浄水場の適切な 建設と、YCDCの事業実施体制強化を図ることを目的として実施するものである。

- 6 業務の範囲及び内容
- (1) 業務対象地域

ヤンゴン都市圏

(2) 実施機関

YCDC

(3) 業務内容

- 1) ラグンビン浄水場の詳細設計を確認し、適切な浄水処理が確保されるようYCDCへの助言を行う。
- 2) ラグンビン浄水場の施工計画を確認し、円滑な実施が行われるようYCDCへの助言を行う。
- 3) 1)2)に基づいた適切な資機材等の調達が行われるようYCDCへの助言を行う。
- 4) 施工監理(品質管理、安全管理、工程管理、環境管理)が十分になされるよう、講義・OJTを通してYCDCへの指導・助言を行う。
- 5) 4)で得られた教訓を踏まえ、YCDCによる施工監理(品質管理、安全管理、工程管理、環境管理)にかかるマニュアル作成を指導し、完成に導く。

(4) 各担当分野の主な業務

- 1) 総括/調達及び施工監理支援(機械・電気以外(主に土木)の調達、品質管理、安全管理、工程管理及び環境管理等の支援)
- 2) 調達及び施工監理支援(機械・電気の調達、品質管理、安全管理、工程管理及び環境管理等の支援)

7 成果品等

(1)	インセプションレポート	(2014年2月下旬)
(2)	第一回プログレスレポート	(2014年5月中旬)
(3)	第二回プログレスレポート	(2014年8月中旬)
(4)	第三回プログレスレポート	(2014年11月中旬)
(5)	第四回プログレスレポート	(2015年2月中旬)
(6)	第五回プログレスレポート	(2015年5月中旬)
(7)	第六回プログレスレポート	(2015年8月中旬)
(8)	ドラフトファイナルレポート	(2015年10月下旬)
(9)	ファイナルレポート	(2016年1月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1)総括/調達及び施工監理支援(主に土木)(評価対象予定者)
- 2)調達及び施工監理支援(機械・電気)(評価対象予定者)

9 特記事項

・2013年に「ヤンゴン上下水道改善プログラム協力準備調査」実施済み

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。